

○山梨県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱の制定について

〔平成27年3月24日〕
例規甲（生企生安）第89号

この度、平成27年度組織改正に伴い、山梨県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱を別添のとおり定め、平成27年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本要綱の実施に伴い、山梨県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱の改正について（平成17年3月29日付け、通達（生企）第223号）は、廃止する。

別添

山梨県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱

第1 設置

警察本部に、山梨県警察長寿社会総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、長寿社会における警察上の諸問題に対する総合的な対策について検討し、その推進を図ることを任務とする。

第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 総務室長

警務部長

生活安全部長

刑事部長

交通部長

警備部長

警察学校長

関東管区警察局山梨県情報通信部長

委員 総務室会計課長

生活安全部生活安全企画課長

生活安全部地域課長

刑事部刑事企画課長

刑事部捜査第一課長
刑事部捜査第二課長
刑事部組織犯罪対策課長
交通部交通企画課長
交通部交通指導課長
交通部運転免許課長
警備部警備第二課長
警務部警務調査官
警備部警備調査官
関東管区警察局山梨県情報通信部通信庶務課長

第4 委員会の運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- 3 1及び2に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

第5 幹事会

- 1 委員会の事務を補佐するため、委員会に山梨県警察長寿社会総合対策委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。
幹事長 生活安全部生活安全企画課長
幹事 委員の属する所属の次席又は課長補佐の職にある者及びこれに準ずる者のうち、幹事長が指名する者
- 3 委員会の運営に関する定めは、幹事会の運営について準用する。この場合において、第4中「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

第6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、生活安全部生活安全企画課において行う。